

ドイツ証券決済機関を用いた 資本所得に対する源泉分離税

木村弘之亮

(国学院大学法学部特任教授)

目 次

I はじめに	2 損益相殺の方法
1 申告分離課税制度	3 賦課課税不要ケースにおける損益相殺
2 源泉分離課税制度	V 経過利子
3 証券決済機関の電子化に伴う税法上の新しい問題	1 経過利子勘定
II 徴収形式としての資本収益税	2 例外：銀行窓口取引
III 証券保管振替機関における証券寄託口座からの振替	VI 源泉税徴収の方法と損益相殺
1 源泉分離税の枠内における証券寄託口座からの振替の新しいシステム	1 非課税手続の委任
2 債権者の同一性のある証券寄託口座からの振替はいつ問題となるか	2 外国税
3 債権者の交代のある証券寄託口座からの振替はいつ問題となるか	3 方法
4 有償による証券寄託口座からの振替と、無償による証券寄託口座からの振替	VII 損失証明書
5 証券取得データの引き継ぎ	VIII その他の重要事項
IV 損益相殺	1 パートナースhip特定口座
1 人的適用対象	2 夫婦特定口座：夫婦間における証券寄託口座からの振替
	3 証券寄託口座の振替
	4 信託寄託口座と関連する証券の振替
	5 顧客の死亡
	6 国外への異動
	IX 結語

I はじめに

日本の所得税法は、資本財から生ずる所得（これを「資本所得」という。）に対する課税方法として、総合課税を原則としつつも特則として申告分離課税制度と源泉分離課税制度とを区分している。2014年（平成26年）4月1日現在における2種類の分離課税制度について、すこし説明しよう。

1 申告分離課税制度

申告分離課税制度は所得税法21条、22条、89条、および租税特別措置法8条の4、31条、32条、37条の10、41条の14をその法的根拠とする。

所得税の納税者は、原則の徴税方式として、各種の所得金額を合計し総所得金額を求め、これについて税額を計算して確定申告により

その税額を支払う。これを総合課税という。

しかし、所得税の納税者は、特定の各種所得について、特則の徴税方式として、他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算し（この点が総合課税と異なる。）、確定申告によりその税額を支払う（この点が源泉分離課税制度と異なる。）。これを申告分離課税制度という。

申告分離課税制度の適用例としては、山林所得、土地建物等の譲渡による譲渡所得、株式等の譲渡所得等および一定の先物取引による雑所得等がある。

また、2009年（平成21年）1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、申告分離課税を選択できる。

さらに、特定口座制度（金融商品取引業者等が年間の譲渡損益を計算する制度）が設けられており、上場株式等の配当等を受ける者および上場株式等の売却をする者は、この特定口座⁽¹⁾⁽²⁾での取引について、源泉徴収口座か簡易申告口座を選択できる。源泉徴収口座⁽³⁾を選択した場合にはその口座内における年間取引の譲渡損益および配当等については、原則として、確定申告をする必要はない。けだ

し、金融商品取引業者等が年間の譲渡損益・配当所得（譲渡損失と相殺）を計算し、特定口座年間取引報告書を提出するからである。

ただし、他の口座での譲渡損益と相殺する場合、配当所得と損益通算⁽⁴⁾する場合および上場株式等に係る譲渡損失を繰越控除する規定の適用を受ける場合には、確定申告をする必要がある。

なお、少額投資非課税制度（NISA）も設けられている。

2 源泉分離課税制度

源泉分離課税制度は、所得税法174条、209条の2、209条の3、租税特別措置法3条、8条の2、41条の9、41条の10、41条の12、および、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（復興財確法）8条、9条、13条、28条をその法的根拠とする。

源泉分離課税制度とは、他の所得とまったく分離して、所得を支払う者がその支払時に特別税率で源泉徴収した所得税を所轄税務署に支払い（源泉納付し）、それだけで所得税の徴収が完結するという徴収方式をいう。源泉

(1) 特定口座について、詳細は、日本証券業協会「特定口座に関するQ & A」（改訂4版2009年）<http://www.jsda.or.jp/sonaeru/oshirase/files/091102.pdf>（ウェブサイト：2014年10月1日現在）。証券保管振替制度とは、有価証券を、顧客の承諾を得て保管振替機関に集中保管し、その引渡しを現実の引渡しでなく、帳簿上の記帳によって行う制度である（<http://ja.wikipedia.org/wiki/証券保管振替制度>。ウェブサイト：2014年10月1日現在）、本稿は「移管」でなく特定口座間の「振替」という用語を用いる。

(2) 一般口座が、特定口座のほかにある。上場株式等を売却・保有する者は、一般口座を選択し得るが、その場合、自ら年間の譲渡損益を計算し、確

定申告をなす義務を負う。参照、国税庁「No.1476 特定口座制度 | 所得税」項目第1。

(3) 「源泉徴収ありの特定口座」について、参照、日本証券業協会「源泉徴収選択口座に上場株式等の配当等及び譲渡益又は譲渡損がある場合の確定申告に関するQ & A」（2011年）<http://www.jsda.or.jp/sonaeru/oshirase/>（ウェブサイト：2014年10月1日現在）Q1-Q3 1頁-2頁。

(4) 「源泉徴収ありの特定口座」と「特定口座」間の譲渡損益の通算（相殺）について、参照、日本証券業協会「源泉徴収選択口座に上場株式等の配当等及び譲渡益又は譲渡損がある場合の確定申告に関するQ & A」前掲注(3)Q1 1頁。

分離課税は、総合課税の特則としての徴収方式である。

3 証券決済機関の電子化に伴う税法上の新しい問題

「証券決済制度等の改革による証券市場の整備等のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年6月12日法律第65号）」は、平成14年6月12日に公布され、平成15年1月6日に施行された。「証券決済システム改革法」または「証券市場整備法」とも略称される。決済の一層の迅速化・確実化を図るべく振替制度の対象を社債一般や国債等に拡大した。主な内容は次の4点である⁽⁵⁾。すなわち、

- ① 決済期間の短縮化等を図るため、統一的な証券決済法制の適用対象をコマーシャル・ペーパー（CP）から社債・国債等にも拡大する。
- ② 発展性のある証券決済システムの構築を目指して、一般投資家が振替を行うための口座（証券寄託口座）を証券会社や銀行等に開設できるように、多重構造の振替決済制度を創設する。
- ③ 決済事務の標準化および決済事務量の削減を図る手目、安全かつ効率的な清算を可能とする清算機関に関する制度を整備する。
- ④ 一般投資家保護のための仕組みとして

振替制度に加入者保護信託制度を創設するほか、国債について、元本部分と利息部分を切り離して振替（譲渡）できるストリップス債の導入や譲渡性に制限を付した国債を導入する。

2004年（平成16年）に改正された「社債、株式等の振替に関する法律（平成13年6月27日法律第75号）」（振替法）は、社債等に加え、株式その他のエクイティ証券を適用対象とした。同法は、振替期間および口座管理機関に対する公法的規制やそれらの私法的な権利義務等を定めた重要な法律である。日本における証券決済制度の改革は平成21年1月5日に予定された新制度施行日より、上場株式等について株券の電子化を実現するに至った⁽⁶⁾⁽⁷⁾。ほぼ同時期に、平成16年6月15日に政府税制調査会金融小委員会は「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」を公表している⁽⁸⁾。

海外の証券決済機関（CSD：central securities depository）では、決済機能のほか、元利金・配当金の支払、証券貸借、担保管理、税務対応などの「付加価値サービス」を提供している⁽⁹⁾。さらに、ヨーロッパでは、各国のCSD（証券集中保管機関）の資金・証券決済機能を1カ所に集中させる証券決済インフラ・プロジェクトのT2S（Target2-Securities）が進められている⁽¹⁰⁾。このように

(5) 塩崎潤・安井誠（監修）『DHC源泉徴収所得税積義』（第一法規 加除：2014年8月現在）第5章第1節2119の25頁。

(6) 参照、神田秀樹（監修・著）『株券電子化—その実務と移行のすべて』（金融財政事情研究会2008年）2頁-3頁。

(7) 平成20年度税制改正について、参照、原武彦「金融所得課税の一体化に向けての論点と在り方」税大論叢60号（2009年）120頁以下、225頁-232頁

（「ドイツの金融所得に関する税制改革」）及び脚注115に掲げられた文献。

(8) <http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/160615a.pdf>（ウェブサイト：2014年10月1日現在）。参照、重田正美「金融所得税制の変遷と現状—日本版ISAの導入を踏まえて—」国立国会図書館・調査と情報808号（2013年）。

証券決済機関や証券集中保管機関について、報告があるばかりでなく、証券等電子化に伴うクリアリング・システム（証券決済機関）が日本国内でも準備され整備されつつある⁹⁾。

日本の租税法は、証券電子化に対応して、資本収益に対する源泉税を導入しようとしている。平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法、続いて、同年4月1日施行の改正租税特別措置法が予定されている。だがしかし、資本所得¹⁰⁾に対する総合課税制度と源泉分離課税制度とが統一的に制度設計されているかどうかについての問題のほか、源泉分離税を源泉納付すべき者が証券決済機関である場合における同機関の税法上の役割が、ドイツ所得税法・オーストリア所得税法と比べ、未発達であるようである。周回遅れから立ち直るべく、本稿はドイツモデルを呈示しよう。

ドイツ金融界は十数年にわたって一律源泉分離課税の導入を求めてきた。ドイツ金融市

場の競争力を強化するため、そして、民間投資の行政を簡素化するためである。2009年1月1日に立法者はこの要請を、2007年8月14日付けの2008年企業税改革法（BGBl. I 2007, 1912）によって果たした¹¹⁾。

ドイツ所得税法では、一律源泉分離課税の導入と同時に、資本所得は2009年から、次に掲げる構想に従って各種所得の細目を新たにたてて創設された¹²⁾。すなわち、立法者は資本財からの源泉所得（資本を源泉として生じる所得。たとえば利子や配当を指す。）と譲渡所得との峻別を廃止した。源泉所得と譲渡所得をまとめて資本所得ということが出来る。所得税法20条2項は、資本譲渡所得を資本所得の一つとし、そして一律源泉分離税の適用対象とした。源泉所得と譲渡所得との関係を根本的に簡素にした。納税義務を負う源泉収益（所得税法20条）が同法23条1項により課税を受けるのかまたは課税を受けない基幹財産

(9) 中島真志・宿輪純一『決済システムのすべて』（第3版 東洋経済新報社2013年）。同書は資金決済（システム）を叙述の対象としている（2頁-3頁、6頁）。証券決済については、参照、中島真志・宿輪 純一『証券決済システムのすべて』（第2版 東洋経済新報社2013年）409頁。決済機能を担う決済機関（settlement facility）は、証券決済を行う証券集中保管機関（CSD）と、資金決済を行う銀行（日本銀行を含む）に分けられる。証券集中保管機関は、参加者から寄託を受けた有価証券を保管し、参加者間における有価証券の受渡しを券面の授受を行わずに口座振替（帳簿上の記帳の変更）によって処理している。株券等については株式会社証券保管振替機構が、国債については日本銀行がCSDとなっており、証券会社、銀行、清算機関等は参加者としてCSDに参加者口座を開設している。参照、(株)日本証券クリアリング機構サイト。http://www.jssc.co.jp/seisan/genbutsu/kessai_kikan.html（ウェブサイト：2014年10月1日現在）。

(10) 海野俊一郎「決済システムにみる国際標準化の意義」http://fis.nri.co.jp/~media/Files/knowledge/thoughtleader/2013/itf_201308_2.pdf（ウェブサイト：2014年10月1日現在）。

(11) Clearstream Banking Frankfurtは欧州市場における株式や債券の受渡し、証券決済を集中管理等している、欧州最大の国際証券決済機関（クリアリング・ハウス）である。証券保管振替機関と呼ばれることもある。https://www.nomura.co.jp/terms/japan/ku/clearstream.html（ウェブサイト：2014年9月30日現在）。

(12) 金融調査研究会（座長：貝塚啓明；第2研究グループ主査：井堀利宏）「今後のわが国の金融所得課税のあり方（提言）」（平成19年3月）http://www.zenginkyo.or.jp/news/2007/03/01195008.html（ウェブサイト：2014年9月30日現在）。

(13) Hey in Tipke / Lang, Steuerrecht, 21. Aufl., Köln 2013, § 8 Rz.492 S.382.

(14) Hey in Tipke / Lang（前掲注13）, § 8 Rz.493 S.388.

収益が存するのかどうかといった区別はもはやする必要はない。節税を最適にする新金融商品の発達のための挑発的誘因は除去された。立法者はこのような発達に特別規定によって前もって対抗しようとしたのである。証券寄託口座に保管されている有価証券のうちいずれが所定の1年期間（所得税法23条1項2文）を超えて保有されているかについて、行政管理費用をかけて持続して記録に留める必要もなくなった。さらに、収益が配当されるか否かは、もはや区別されない。このことは、投資商品全体についての租税中立性を相当に改善している。

ドイツ所得税法による源泉分離税制度は本質的に3つの規範群から成立している¹⁵⁾。

- (1) 所得税法20条：この規定は、まず、資本所得の範囲を規律している。その際、資本所得の範囲は、一律源泉分離税によって相当に拡張された。所得税法20条によって、いまでは、とくに新金融商品からの所得と並んで、保有期間に左右されない（純粋な投機的）資本債権からの所得および発行取引からの所得もまた、資本所得に分類された。その際、資本所得は、原則として、粗所得課税に服する。必要経費の控除は、所得税法20条9項1文後段により排除されている。いわゆる資本所得控除額¹⁶⁾だけが経費控除され得る。次に、所得税法20条6項は、資本所得につ

いて、複数の損益通算および損失の繰越繰戻を定めている（Rn.3）。

- (2) 所得税法32条d：同条は、拡大された資本所得について、特別税率25%を定めている（場合によっては、このうえに社会連帯税5.5%、教会税。一律源泉分離税率）。ただし、法律は、一律源泉分離税率の変更について、多数の強制的例外規定と選択的例外規定を定めている（Rn.4）。
- (3) 所得税法43条以下：同条の規定によれば、当該拡大された資本所得は、資本収益税源泉控除の手法により、金融機関、金融サービス機関などないしは発行者（いわゆる支払機関）のもとで一律源泉分離税率により課税される。資本収益源泉控除はそのさい、所得税法43条5項により、原則として源泉分離の効果を有しているもので、その結果、賦課手続は行われない（Rn.5）。

コンセプトからみると、源泉分離税は、特別税率をもつシェジュール税である。このシェジュール税は、資本収益税源泉控除の手法で、源泉分離の効果をもって徴収される。しかし、このコンセプトの例外を法律が多数定めている。

以下に、資本所得の徴収面を中心に紹介し叙述する。

15) Vgl. Martin L. Haisch, Besteuerung von Finanzinstrumenten im Privatvermögen, in: Haisch / Helios, Rechtshandbuch Finanzinstrumente, München 2011, § 6 Rn.2-6, S.293.

16) Sparer-Pauschbetrag 原語は「貯蓄者概算控除額」と和訳されることもある（原武彦「金融所得

課税の一体化に向けての論点と在り方」税大論叢60号（2009年）226頁）。貯蓄の概念が預貯金のみならず債券投資や金融派生商品などを広く包含しているため、当該用語は、資本財からの所得について、あたかも給与所得控除額のように、課税標準を減額する。そのため、本稿は、これを資本所得控除と表現する。

II 徴収形式としての資本収益税

2008年企業税改革は従来のバガテル規定⁽¹⁷⁾を廃止した。同改革によって、銀行特権（所得税法3条2項2文）⁽¹⁸⁾は所得税法43条2項2文において新たに受け入れられ、他方、ドイツ立法者は所得税法20条による資本財からの課税所得の拡大と同時に、源泉徴収を、この所得類型にかかる租税の徴収形式として規定した。特に、無制限納税義務を負う、自然人が問題である場合に、そうである。これは、個人用財産に属する資本財からの所得（これを以下「資本所得」という。）に対する課税の新しいコンセプトによって展開されている⁽¹⁹⁾。すなわち、

- a) 累進税率による課税はもはや行われな
い。むしろ、特別税率25%⁽²⁰⁾（所得税法32
条d1項1文）および、累進税率シエジ
ュールが25%未満である場合に限り、
有利テストの枠内においてのみ累進税率
シエジュールが適用され得る（所得税法
32条d6項）。

- b) いわゆる分類所得課税が行われる。す
なわち、資本財からの各種所得（資本所
得）の計算は、固有のルールに従い、そ
して、他の所得類型からの各種所得とは
区別して行われる。しかし、所得税法32
条d2項で掲げられた例外の場合には、
分類所得課税が正当化され得ない結論を
導き出すとき、すべての各種所得に共通
する総合課税手続が、再び適用される。
c) 源泉徴収によって、租税は所得税法43
条5項により源泉分離課税を受ける。そ
の結果、それ以上の賦課課税を必要とし
ない。ただし、特定の前提要件のもとで
のみ、たとえば（国外での証券寄託管理
のため、国内に）支払機関がなくて源泉
徴収が行われな
いとき、または、種々の
特定口座からの損失と収益の横断的通算
が行われるべきとき、納税義務者はさら
に賦課課税手続を受け得る。

新しい方法は、次のように図示できる（図
1）⁽²¹⁾。

この新しいコンセプトは、連邦憲法裁判所

(17) Feyerabend, Hans-Jürgen, Besteuerung privater Kapitalanlagen, Beck München, 2009, F9 S.401.

(18) 債権者が国内金融機関または金融サービス機関である場合、資本収益税は徴収されない。これを銀行特権という。So Hey in Tipke / Lang（前掲注(13)）, § 8 Rz.502 S 395; Feyerabend（前掲注(17)）, F9 S.402.

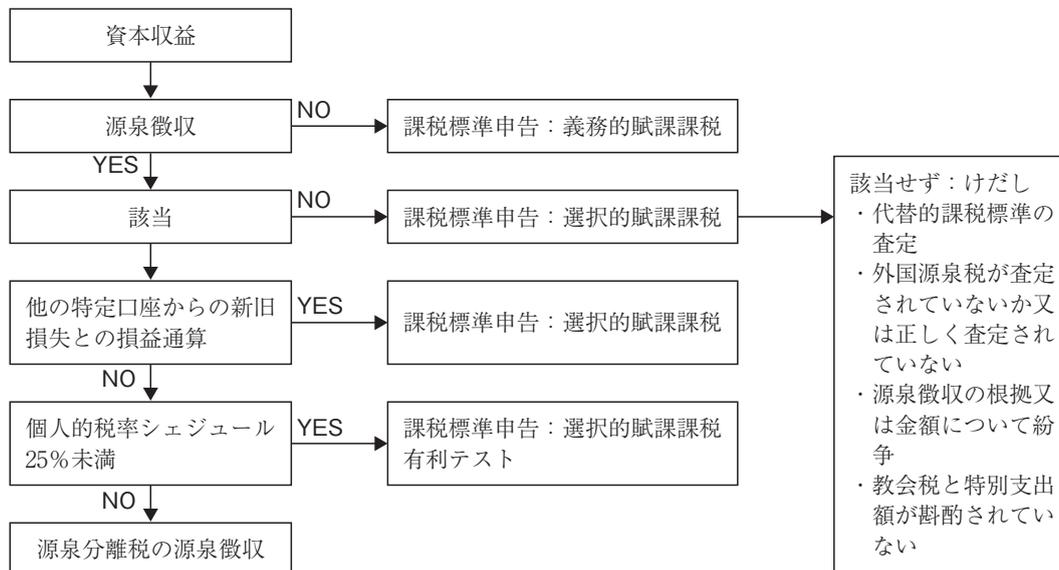
(19) Geurts, Matthias, Kapitalertragsteuer als Erhebungsform, in: Martin L. Haisch / Marcus Helios, Rechtshandbuch Finanzinstrumente, München 2011, § 8 Rz.1 S.479. 本稿の多くは同書に依っている。

(20) 資本収益に対する特別源泉税率25%は、線形累進税率シエジュールを採用するドイツ所得税法のもとでは（参照、木村弘之亮「所得税額表の立法

技術：超過累進制に代わる、線形累進税モデル」所収：記念論文集刊行委員会(編)『行政と国民の権利』水野武夫先生古稀記念論文集（法律文化社2011年）524頁-546頁）、「高額の課税所得」に適用される限界税率25%に相当する。そのため、低所得者層のみならず、中間所得者層もまた、有利テストの結果次第で、賦課課税手続（総合課税）を選択すれば、応能負担原則に適合した、資本所得に対する所得税に服することができる。超高額の課税所得を稼得する者が、源泉分離税率25%により不利を被る。日本所得税法が特別税率を20%に設定する場合、有利テストの判定基準が引き下がる結果、総合課税を選択する納税者は減少する。それに応じて、応能負担原則は所得税においてその実効性を薄めることとなる。

(21) Geurts（前掲注(19)）, § 8 Rz.2 S.480, Abb.1.

図1 源泉徴収の源泉分離効果についての概観



出典：Geurts, Kapitalertragsteuer als Erhebungsform, S.480, Abb.1.

のいわゆる利子判決の帰結である。ドイツ基本法3条の定める平等原則の観点から、課税の合憲性に関する問題に回答するためには、税法上の請求権の（法律に基づき生じる）具体的な実現をもその判断基準としている。中心点には、立法者は、この判決の追加として、個人用財産に属する資本財からの各種所得（資本所得）に対する課税に関して、一定の資本収益についての源泉税を補完することによって、フランス人権宣言以来存続している原則（すなわち応能負担原則）を堅持した。租税行政庁はほぼ10年後に相当の徴税不足を予測し、連邦憲法裁判所判決の中で説示されていた、個人用財産レベルの資本所得に対する課税を確実にする方法として、源泉分離税の導入を決断した²²⁾。

III 証券保管振替機関における証券寄託口座からの振替

1 源泉分離税の枠内における証券寄託口座からの振替の新しいシステム

証券保管振替機関（証券決済機関）は、租税法の要請を受けて振替などの際に証券取得データを証券振替先機関に告知する義務を負うなど、重要な役割を負う。以下に、それを紹介しよう²³⁾。

源泉分離税の導入前には、様々な銀行間に

²²⁾ Geurts (前掲注19), § 8 Rz.3 S.482.

²³⁾ Rhodius, Oliver/ Johannes Lofing, Kapitalertragsteuer und Abgeltungsteuer verstehen: Besteuerung von Kapitalerträgen im Privatvermögen, 2. Aufl. Springer 2013, S.295. とりわけ、共著者のおひとりローディウス氏は、質問に対してご親切に回答してくださった。本書の多くは同書に依っている。感謝の意を表する。

図2 資本収益の源泉分離課税手続における法律要件、義務者および例外

空間的適用対象	国内のみ					
源泉分離徴収義務者	発行者側での源泉税控除					
根拠条文	43条1項1号	43条1項2号	43条1項3号	43条1項7号a	43条1項7号b	43条1項7号c
内容	配当、受益権証およびその他の経済的利益20条1項1号；配当証書20条2項(a)	転換債、利益債券、債券類似の受益権	利益連動型消費貸借および利益債券20条1項4号	納税義務のある財団、社団又は目的財産からの収入	納税義務を負う収益事業の給付	利益をもたらさない準備金ならびに納税義務を負う収益事業の隠れた利益配当
つねに源泉税控除	民間の					
	その他の営利 金融機関、金融サービス機関および投資会社					
税率	25%				15%	

空間的適用対象	国内および国外の								
源泉分離徴収義務者	支払機関								
根拠条文	43条1項4号	43条1項7号	43条1項6号	43条1項8号	43条1項9号	43条1項10号	43条1項11号	43条1項12号	43条1項2文
内容	特定のヘッジ取引からの資本収益20条1項6号	負債証書からの経常的収益20条1項7号	国外の配当、受益証書およびその他の経済的利益20条1項1号；国外の配当証書20条2項(a)	オプション発行者取引20条1項11号	法人持分権、共益権、期待権の譲渡20条2項1号	クーポン(利札、利息証書)、20条2項(b)および負債証書20条2項7号	予約取引(デリバティブ取引)20条2項3号	納税義務を負う財団、社団または目的財団が取得した法的地位の譲渡または放棄20条2項8号	特別な対価 その他経済的利益および代償物20条3項
つねに源泉税控除	民間の								
	その他の営利 金融機関等								
税率	25%								

出典：Geurts, Kapitalertragsteuer als Erhebungsform, S.481, Abb.2.

おける証券寄託の振替の枠内における有価証券の口座への預入れは、相応の有価証券の譲渡時に、スイス風概算所得消費課税⁽²⁴⁾に服していた。たとえば、この場合、内部留保されて

いる外国ファンドについて、1994年以来開示されかつ累積されている留保額および増加額はその全額について資本収益税に服していた。この課税の仕方は、通常、賦課課税手続へと

(24) スイス風概算所得消費課税(Pauschalbesteuerung)とは、租税の一つのモデルであり、稼得活動をしていない限られた者(たとえば定年退職後の外国籍の居住者または長期国外滞在者)だけが課税対象である。スイス風概算所得消費課税では、人的給付能力(所得)ではなく概算所得消費額ないしそ

他の要因が、課税標準である。Mausli-Allenspach, Peter / Mathias Oertli, Das Schweizerische Steuerrecht. Ein Grungriss mit Beispielen, &, Aufl., 2010, Bern, S.174f., S.561; <http://www.pauschalsteuern.ch/> (ウェブサイト: 2014年9月30日現在)。

つながっていた。賦課課税手続に移ると、納税義務者は正しい課税標準を証明しなければならなかったし、そして、必要な場合には過大に支払った資本収益税が社会連帯税とならんで還付されまたは税額控除を受けることになった。

源泉分離税の導入に伴い、顧客が振り替える有価証券の譲渡または満期償還の際に一定の前提要件の下で、賦課課税手続を避け得るように課税できる仕組みが、有価証券を受け入れる銀行の側に作り出されなければならなかった。そのためには、同導入の2009年以降、顧客の寄託証券を国内の二つの銀行間で振り替える、そうした顧客について、証券取得データの引き継ぎが保障されなければならない。そうすれば、振替先銀行は、譲渡または満期償還の際、基礎にある事実関係に相応しい資本収益税を源泉徴収し、または、正しい課税標準を源泉徴収のために確認計算することができる。

税法上寄託証券の振替について取り扱う際、次の事項が区別されなければならない²⁵⁾。

- 債権者が同一である寄託証券の振替
ここでは次の様相が考えられる。
 - ✓ 欧州共同体ないし欧州経済領域内からドイツへの寄託証券の振替
 - ✓ 欧州共同体ないし欧州経済領域外の諸国からドイツへの寄託証券の振替
 - ✓ 国外へ寄託証券の振替
- 債権者が交代する寄託証券の振替
ここでは次の様相が考えられる。
 - ✓ 債権者の交代のある寄託証券の振替で、特記が付かないもの
 - ✓ 有償による寄託証券の振替
 - ✓ 無償による寄託証券の振替で、贈与の特記が付くもの

- ✓ 相続が明らかなケースで、無償による寄託証券の振替
- ✓ 配偶者間における寄託証券の振替

(1) 原則

証券保管振替機関における証券寄託口座での振替は、所得税法52条 a 10項の経過規定により、譲渡収益の租税債務が所得税法20条2項に基づき存する限りにおいて、原則として、所得税法20条2項による譲渡として評価されている。この場合、当該振替を実施する支払機関は、所得税法44条1項7文から9文までの規定を準用して、譲渡取引に係る源泉税徴収を、当該振替をする証券寄託口座保有者から、手元流動性の状況に合わせて取りたてることができ、あるいは手元流動性が欠いているときには営業所税務署に証券寄託口座の振替に関する情報を提供しなければならない²⁶⁾。

譲渡からの（負の）資本収益を特定する場合には、譲渡からの収入金額としてみなされるのは、次の事項である²⁷⁾。すなわち、

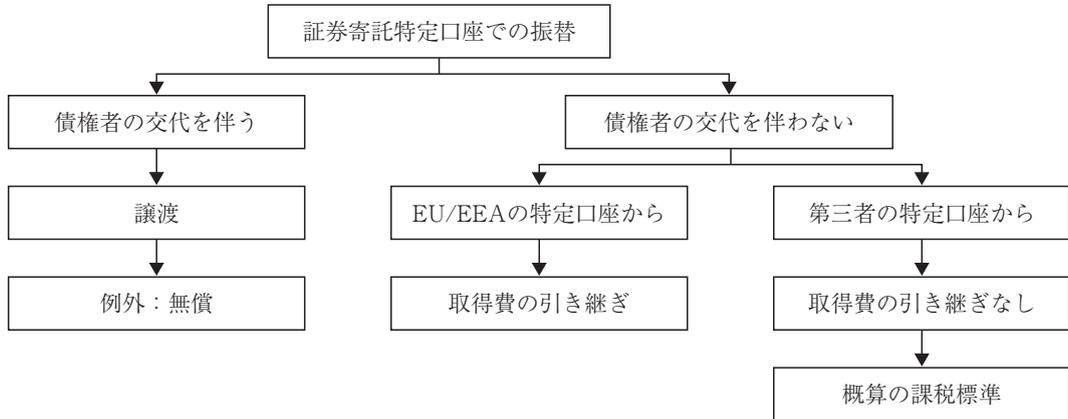
- 当該振替の前日における最低取引所価格（安値）、または、
- そのような価格が存在しない場合には、過去30日以内に確認し得る取引所価格ならびに経過利子証書の場合には当該支払い済みの経過利子および投資ファンドの場合には中間利益、または、
- 取引所価格がそもそも全く存在しない場合、取得費の30%（所得税法43条 a 2項 8文ないし10文）

²⁵⁾ Rhodius / Lofing（前掲注²³⁾）、S.295.

²⁶⁾ Geurts（前掲注¹⁹⁾）、§ 8 Rz.100 S.505.

²⁷⁾ Geurts（前掲注¹⁹⁾）、§ 8 Rz.101 S.505. 特定口座を用いる場合の「取得費特例」について、参照、日本証券業協会（前掲注¹⁾）Q32 19頁。

図3 証券寄託特定口座での振替に関する概観



出典：Geurts, Kapitalertragsteuer als Erhebungsform, S.507, Abb.4.

このルールと異なり，所得税法43条 a 2 項 15文によれば，特則が，ドイツ連邦と州の発行する一定の公債登録簿に登録し得る有価証券について，ならびに，所得税法43条 a 1 項 7号(b)による資本収益について適用される。それぞれ，経費控除をせずに資本収益全額が査定される²⁸⁾。

(2) 例外

証券保管振替機関における証券寄託口座での振替のこのような取扱いは，しかし，実体法上，必ずしも常に正当化されるわけではない。例外の場合にも，二つのケースが区別される。債権者の交代が伴う証券寄託口座での振替と債権者の交代の伴わない証券寄託口座での振替がそれである。譲渡がない場合には，収支対応の原則が妥当する。振替を受ける者（譲受人）は，当該振替を中継する支払機関から告知を受けた金額を査定しなければならない（所得税法43条 a 2 項11号ないし14号）²⁹⁾。

2 債権者の同一性のある証券寄託口座からの振替はいつ問題となるか

依頼人寄託口座または受取人寄託口座における経済的権利者が債権者と同一である場合に，債権者の同一性がみられる。ここでは次の様相が考えられる³⁰⁾。

- 個人から個人へ
- 一方の配偶者から夫婦へ
- 人的共同体（Personengemeinschaft）から人的共同体へ
- 法人から法人へ

3 債権者の交代のある証券寄託口座からの振替はいつ問題となるか

依頼人寄託口座または受取人寄託口座の経済的権利者が債権者と同一でない場合に，債権者の交代がみられる。ここでは次の様相が考えられる³¹⁾。

²⁸⁾ Geurts（前掲注19），§ 8 Rz.102 S.505.

²⁹⁾ Geurts（前掲注19），§ 8 Rz.103 S.505.

³⁰⁾ Rhodius / Lofing（前掲注23），S.296.

債権者の同一性と債権者の交代の例は次の通り。

甲野AとBから甲野AとBへ → 債権者の同一性

甲野AとBから甲野Bへ → 債権者の交代

甲野Aと乙川Bから甲野Aと乙川Bへ → 債権者の同一性

甲野Aと乙川Bから甲野Aへ → 債権者の交代

4 有償による証券寄託口座からの振替と、無償による証券寄託口座からの振替

債権者の交代のある証券寄託口座からの振替が問題である場合、これは有償による証券寄託口座からの振替、または、無償による証券寄託口座からの振替としてそれぞれ格付けされ得る。以下に概説する³²⁾。

(1) 有償による証券寄託口座からの振替についての税法上の取扱い

有償による格付けされる証券寄託口座からの振替について、立法者は、次を仮定している。すなわち、有価証券の振替は対価をひきかえとして関係者間における所有権の移転である。かくして、振替元銀行は、当該当該振替をみなし譲渡として取り扱わなければならない。そして、振替先銀行は当該受入を有価証券のみなし取得として取り扱わなければならない。みなし譲渡の枠内において、振替元金融機関は、かくして、当該みなし売却益計算によって課税し得る収益（たとえば譲渡利益）が成立する範囲において、資本収益税、社会連帯税および場合によっては教会税を源泉徴収すべき義務を負う。

ただし、有償による証券寄託口座からの振

替の枠内におけるみなし譲渡利益は、所得税法53条 a 10項による源泉分離税に関する経過規定に注意を払って租税債務のある利益が所得税法20条2項により生じるであろう場合に限って、資本収益税義務を負う。すなわち、有価証券の有償による振替は、資本収益税義務を負う譲渡利益を生じないのである。これは、税法上の既得権保護を享受しているといえる。しかしながら、このことに左右されることなく、投資ファンドの振替の場合のみなし譲渡については、中間利益および（内部留保され累積した配当と同等の）収益は源泉税徴収に服する³³⁾。

法的根拠

所得税法43条1項4文

資本収益の源泉税徴収の目的にとって、支払機関によって保管されている（20条2項にいう）資産の他の債権者への振替は当該資産の譲渡とみなす。

このケースでは、相応の相場が、有価証券の評価のために引き合いに出されなければならない。譲渡についても、取得としての証券受入の寄託口座での記録についても引き合いに出されなければならない。

(i) 有償による証券寄託口座からの振替の場合、その振替時における評価

この場合には、取引所相場は振替の時点を経済基準時とする。ドイツ取引所における規制金

³¹⁾ Rhodius / Lofing (前掲注²³⁾), S.296.

³²⁾ Rhodius / Lofing (前掲注²³⁾), S.297-S.300.

³³⁾ BMF-Schreiben "Einzelfragen zur Abgeltungsteuer; Ergänzung des BMF-Schreibens vom 22. Dezember 2009 (BStBl 2010 I S. 94) unter Berücksichtigung der Änderungen durch das BMF-Schreiben vom 16. November 2010 (BStBl I S. 1305)" vom 09.10.2012 — IV C 1 — S 2252/10/10013, Rz. 163.

融商品取引の最安値で評価計上される。
法的根拠

所得税法43条 a 8 文及び9 文
43条 1 項 4 文の場合において、債券振替の時点における取引所価格は、経過利子を加算して、譲渡からの収入と看做される。証券寄託口座の振替と結びついた原価は、20条 4 項 1 文の意味における譲渡費用として看做される。取引所価格の確認計算のためには、金融規制市場における債券振替の前日における安値が計上されなければならない。これと類似したことは、国内で公開市場（オープン・マーケット）に投入される有価証券にも当てはまる。あるいは、欧州経済領域の他の国において、有価証券サービスに関する1993年 5 月 10 日決議の指令93/22/EWG（ABL EG Nr. L 141 S.27）第 1 条13号の意味における金融規制市場での取引につき許可された有価証券にも当てはまる。取引所価格がない場合には、税額は、取得費の30%で算出される。

この取引所相場は翌日に初めて確認計算され得るので、ドイツ連邦大蔵省は、振替の前日の相場を用いることとしている。

(ii) 有償による証券寄託口座からの振替の場合、その振替時における評価が、相場がないため不可能

譲渡売上高の確認・計算のための相場価格がない場合、租税は代替的課税標準として取得費の3%を計算する。このケースにおいて取得費もまた確認計算され得ない範囲において、源泉徴収は行われ得ない。ここでは、所轄営業所税務署に届出が行われる⁶⁴。

(iii) 有償による証券寄託口座からの振替の場合、その受入時における評価

口座開設銀行は、同様に、所得税法43条 a 2 項にいう取引所相場を税法上開設相場として用いる。銀行実務では、振替元銀行によって確認計算される相場のデータは証券受入機関に告知される。そのような取得費の確認計算するための相場が存在しない場合、譲渡の際または新たに有償による寄託振替の際に代替の課税標準として譲渡売上高の30%が用いられる。

(2) 無償による証券寄託口座からの振替についての税法上の取扱い

無償による寄託口座からの振替は、反対給付なく、証券所有者の証券寄託口座をベースに行われる。相続または贈与がその例である。ここでは、証券寄託口座からの振替が国内で行われ、かつ、振替依頼人が委任契約の枠内で無償を明確に表示している範囲において、取得費の引き継ぎは許容される。この場合、資本収益税の源泉徴収は行われ得ない。しかし、贈与の場合には、所得税法43条 1 項 5 文・6 文により届出を行うことが必要である。

2011年後に行われる寄託証券の振替は、拡張された届出規定にもとづき、次に掲げる保管された情報を依頼人から取得することが必要である。従前は、それらは寄託証券の振替の枠内では必要ではなかった。

●証券の振替人の氏名、生年月日、住所および納税者番号⁶⁵

⁶⁴ BMF v. 09.10.2012, Rz.195.

⁶⁵ ドイツの納税者番号について、参照、原武彦「金融所得課税の一体化に向けての論点と在り方」税大論叢60号（2009年）243頁脚注138に掲げられた文献及びそれに対応する本文。

- 証券の受取人の氏名、生年月日、住所および納税者番号

- 振出人と受取人間における血族関係

必要データが依頼人から当該振替銀行に全く届け出られないかまたは不完全にしか届け出られない場合、当該振替銀行が寄託振替を有償取引として格付けしなければならない。しかし、このことは、特定の必要な事項が権利を有する者等によって届け出られない場合、明らかに妥当しない。資本参加している法人、人的会社、その他の企業、非居住者（外国法人を含む。）およびドイツ外交官の場合の納税者番号がその例である³⁶⁾。

以上のように、無償による寄託振替（実務では、「贈与/届出」を含む。）の届出は、2010年度税法に基づいて相当に拡大された。

- (3) 債権者の交代のある無償による証券寄託口座からの振替で、国外からの振替

EUまたは欧州経済領域内の銀行によって行われる、債権者の交代する寄託証券の振替について、無償による債券振替の場合における証券取得データの引き継ぎが、たとえば贈与のケースの場合における証券取得データの引き継ぎが、国内銀行で行われ得るかどうかが法律上正確に定められていない。その結果、証券取得データの引き継ぎは、行われない。当該振り替えられる有価証券が後日譲渡される場合、代替の課税標準がいつも適用される

こととなる³⁷⁾。

5 証券取得データの引き継ぎ

続いて、債権者同一性と債権者交代とのあいだの顕著な相違および無償による寄託振替と有償による寄託振替とのあいだの顕著な相違から、証券取得データの引き継ぎに関して、以下に述べる税法上の相異なる手続の様相が明らかになる³⁸⁾。

- (1) 歴史的証券取得データの引き継ぎ

歴史的証券取得データの引き継ぎが許容され適法であるかまたは可能である場合、歴史的証券取得データは振替元銀行から転送され、そして、振替先銀行によって引き継がれる。振替先銀行はこのケースでは、同行が引き継いだデータを電子的に記録に留め、そして、後の取引のために保存する。

歴史的証券取得データの引き継ぎは、一般に、次に掲げる場合に可能である。

- 寄託証券の振替が2009年後に行われ、かつ、有価証券がドイツ国内で振り替えられる範囲において、同一の債権者間での寄託証券の振替
- 寄託証券の振替が2009年後に行われ、かつ、有価証券がEUもしくは欧州経済領域のうちの一国または（EU利子指令17条2項 i 号による条約締結国に属する）³⁹⁾第3国⁴⁰⁾から、ドイツ国内へ振り替えられる範

³⁶⁾ BMF v. 09.10.2012, Rz.166.

³⁷⁾ 譲渡からの収入または資産の償還（買戻）については30%（所得税法43条 a 2項7文）。

³⁸⁾ Rhodius / Lofing（前掲注²³⁾）, S.301-S.304.

³⁹⁾ 所得税法43条 a 2項5文。

⁴⁰⁾ 欧州連合、欧州経済領域および第3国とは、具体的に次を指す（2014年9月30日現在）。EU（欧州連合）加盟国：28ヶ国、欧州連合に加盟してい

ない欧州経済領域：ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインさらに、EU利子指令17条2項1号による条約締結国：スイス、モロッコ、アンドラ及びサンマリノ。

上記の諸国以外の国からの証券取得データは、資本収益税の源泉税の目的であっても、ドイツに居住する銀行によって、転送できない。

囲において、同一の債権者間での寄託証券の振替

- ドイツ国内における配偶者間における寄託証券の振替

他方、証券取得データの引き継ぎは、一般に、次に掲げる場合には可能でない。

- EUもしくは欧州経済領域外の国または（EU利子指令17条2項i号による条約締結国に属する）第3国からの、ドイツ国内への寄託証券の振替
- 差出人が贈与の旨を記載している場合における、国外からのドイツ国内への寄託証券の振替⁽⁴¹⁾
- 債権者の交代する寄託証券の振替で、特記がないもの

これらの場合には、新しい有価証券は、取得費の付記がないままに登録されている（国外からの到達）か、または、みなし売買決済を登録している（その他のすべてのケース）。

有償による寄託振替では当該振替元銀行はその寄託証券の振出をみなし譲渡として取り扱い、当該振替先銀行はその寄託証券の受入をみなし取得として取り扱う。振替元銀行の相応の評価価格が通常、振替先銀行へその評価額でもって転送される。その限りにおいて、歴史的所得費は、ここでは何ら重要ではない。

(2) 証券取得データの転送の種類

証券取得データの引き継ぎは、つねに、銀行相互間の告知（届出）によってのみ可能となる。すなわち、振替元銀行は振替先銀行に同行が必要なデータを書面によりまたは電子媒体により告知する。顧客自身によるデータ転送はいずれにしても許容されない。

証券取得データの転送に際しては、次に掲げる位置関係は相互に区別されなければならない。

ない。

- (3) ドイツ国内における証券寄託口座からの振替

国内の銀行から国内の他の銀行への寄託証券の振替の場合は、所得データの引渡と引き継ぎは、源泉分離税の導入によって、金融機関の法定義務となっている。その前提要件は、寄託証券の振替が2008年後に行われたこと、および、振替の様相が証券取得データの引き継ぎを可能にすることである。

振替元銀行は、証券取得データを当該振替先機関に対し告知しなければならない。そこでの証券取得データは、寄託証券の譲渡または満期償還時の課税のために特化することができる。

振替元銀行が証券取得データを（寄託証券の店頭での引渡に基づくため）知らなかった場合には、勿論証券取得データの引渡ないし引き継ぎは行われない。

法的根拠

所得税法43条 a 1 文ないし 6 文

資本収益は経費控除をしないでその全額について源泉税徴収に服する。所得税法43条1項1文9号ないし12号のケースについて、当該資産が、当該資本収益を支払う機関によって取得されたかまたは譲渡され、そしてそれ以降、管理されまたは管理されていた場合には、源泉税徴収額は20条4項・4項aに従って計算される。納税義務者が当該資産を別な証券寄託口座に振り替える場合、証券振替元の

(41) 無償による寄託振替の場合、証券取得データの転送が可能であるのは、所得税法43条1項5文および6文による告知が行われる場合に限られる（通説）。Rhodius / Lofing（前掲注(23)）, S.301.

国内支払機関は当該証券振替先の国内支払機関に対し当該証券取得データを告知しなければならない。第3文は、43条1項5文のケースにも準用する。証券振替元の支払機関とは、欧州共同体のその他の加盟国、欧州経済領域条約のその他の条約締結国またはEU利子指令に基づく条約締結国に本店を有する金融機関または金融サービス機関である場合には、納税義務者は、当該外国機関の納税証明書によってのみ立証できる。このことは、ドイツ国内の金融機関または金融サービス機関の（これら領域に所在する）支店についても当てはまる。その他すべてのケースについては、証券取得データの立証は許容されていない。

(4) ドイツ国内における証券取得データの電子的中継

源泉分離税の導入と同時に、クリアストリーム（フランクフルト証券決済機関Clearstream Banking Frankfurt）はドイツ銀行業界の代表者と協力して、証券取得データのための振替プラットフォームを創設した。このプラットフォームに、そうこうするうちに、ドイツに本店を有するほとんどの銀行は接続している。いわゆるTaxboxによって先入れ先出し法⁽⁴²⁾による証券取得データならびに損益相殺勘定記載事項と源泉税勘定記載事項が転送される。Taxbox手続に関する詳細な情報は、インターネットサイトwww.clearstream.com（ウェブサイト：2014年10月1日現在）で公開されている。

(5) ドイツから外国への、証券寄託口座からの振替

ここでは一般に、証券取得データの転送は必要でもなくそして法律でも定められていない。通例、これは、国外の銀行によって必要でない。それにも拘わらず、証券取得データの転送が個別具体的に必要になる場合は、これらの数値は勿論略式で自由に処分することができる。

(6) 外国からドイツへの、証券寄託口座からの振替

国外の銀行もまた、相応の証券取得データをドイツ国内の銀行に告知できる。これは、紙媒体または電子媒体で行い得るが、しかし、国外の振替元銀行は任意にサービスを提供できる。

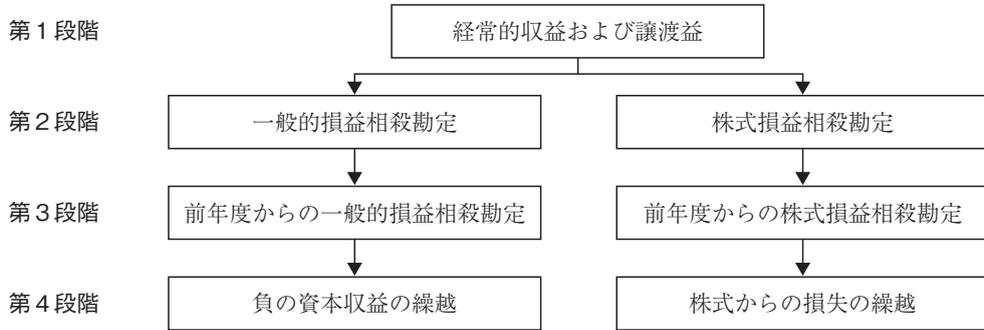
有価証券が国外から同一の債権者に対し国内へ振り替えられる場合、振替元銀行がその本店をEU、欧州経済領域のなかでまたはEU利子指令に基づく条約締結国に属する国において有する限り、証券取得データの受入は可能である⁽⁴³⁾。

国外に本店を有する銀行については、このような証券取得データの受入は、寄託振替の依頼人の協力によって銀行秘密義務の解除書を添えて求められる。けだし、証券取得データの転送は、守秘義務違反として場合によっては刑罰を受け得るからである。

(42) 日本では、「総平均法に準ずる方法」が用いられる。参照、日本証券業協会（前掲注(1)）Q9 10頁及びQ42 24頁-25頁。ただし、特定口座において管理されている同一銘柄のうち、一部が売却された場合には先入れ先出し法が適用される。同Q9 10頁。

(43) BMF v. 09.10.2012, Rz.193.

図4 損益相殺の概観



出典：Geurts, Kapitalertragsteuer als Erhebungsform, S.508 Abb. 5

IV 損益相殺

ドイツ所得税法でいう「損益相殺 Verlustverrechnung」とは、日本税法上の「損益通算 Verlustausgleich」と「純損失繰越控除（または欠損金繰越控除・繰戻控除） Verlustabzug」との上位概念である。特定口座において、損益通算と純損失繰越控除との相殺が原則として許容されるためには、法律概念「損失相殺」は道具として有用である。以下に、概説する⁽⁴⁴⁾。

1 人的適用対象

支払機関による損益相殺は、もっぱら、投資家のために行われる。その者の資本収益が所得税法20条の意味において人的財産に属する、そうした投資家のために行われる。このような損益相殺は、特定口座、証券寄託口座または下位の証券寄託口座に関してのみ行われる。すなわち、同一の支払機関に開設されている複数の特定口座ないし証券寄託口座間における通算は行われない。特定口座名義人が複数の特定口座を一つのまたは複数の支払機関に保有している場合、その者は、賦課課税手続において損益相殺を達成するよう指示

を受ける。ただし、そのためには彼は、支払機関で損失証明書の発行を申請し、そしてこれを彼の所轄税務署に提出しなければならない。

2 損益相殺の方法

損益相殺の場合、支払機関は、4段階の手続を行う。

一般的損益相殺勘定には、一株式からの譲渡損失の例外を別として一すべての譲渡損失（たとえば債券またはリンク債からの譲渡損失）ならびに支払われた経過利子および支払われた中間利益が計上算入される。一般的損益相殺勘定に計上算入される負の資本収益は、原則として、すべての正の資本収益—すなわち株式の譲渡からの利益を含む—と通算（相殺）され得る。財産管理契約または相談契約の中で有価証券取引費用のうち戦略的手数料が区分して分離して計上されていない場合には、一般的損益相殺勘定で、有価証券取引費用のうち戦略的手数料は「財産管理手数料全額」の最大50%まで計上算入することができる。この有価証券取引費用のうち戦略的

(44) Geurts (前掲注(19)), § 8 Rz.109 ff. SS.507-512.

手数料は、後日、当該取得された有価証券の譲渡時に、取得費に加算され、譲渡利益を減額し、その結果、所得税を減額し得る。これに対し、借方利子（Sollzinsen）、当座貸越利子、当座貸越手数料は一般的損益相殺勘定のなかで斟酌されない。

株式損益相殺勘定においては、株式および一定のREIT持分—REIT持分が株式と見做される範囲において—の譲渡からの損失がもつばら計上される。法律の文言は、一義的に株式を指しており、その他の株式に類似する記入商品乃至株式に近い金融商品はこれに対してその対象としていない。たとえば、次に掲げる金融商品は株式として看做されない。

- 逆転換債（株式債）
- 株式リンク債
- 株式ファンド
- 新株引受権
- 株式に類似する受益権
- ストックオプション（新株予約権）
- 株式先物

しかし、租税行政庁の従前の見解と異なり、米国寄託証券およびドイツ寄託証券は所得税法20条6項にいう株式である。株式の譲渡からの損失はもつばら、株式からの譲渡利益と相殺できるだけであり、限定されている（所得税法43条a3項2文、20条6項5文）。

3 賦課課税不要ケースにおける損益相殺

賦課課税不要証明書の取り消しまでに発生した損失は、資本収益税源泉徴収の枠内においては、斟酌され得ない。これと類似したことは、税額控除し得ない源泉税に当てはまる。支払機関は、要求に照らして、当該発生した損失をいわゆるみなし損益相殺勘定において斟酌できる。賦課課税不要証明書の取り消し

と同時に、そのみなし損益相殺勘定は閉鎖される。翌年への繰越は許されない。

V 経過利子

2009年1月1日以降、有価証券の譲渡に際し取得した経過利子は、譲渡売上に属し、したがって、税法上譲渡利益を増加する。

一定の債務証書及び債券の譲渡に際し、前回の利子支払日と譲渡日とのあいだの時間に発生していた利子は、譲渡人によって、とくに区分して計算され得る。当該利子支払期間において、譲渡までに発生していたが、実現していない利子は、経過利子と呼ばれている。

譲渡人は、取得者による譲渡取引の支払の際に、利子支払履行日前にかつ譲渡時に取得する部分の利子について、所得税法20条2項3号に基づいて課税を受ける。取得者は、債券の取得時に支払った経過利子をいわゆる「負の収入（マイナスの収入）」として主張することができる。ただし、利子支払履行期に受け取る利子はその全額につき取得者に帰属するからである。

2012年10月9日付けドイツ連邦大蔵省書簡・欄外番号50⁽⁴⁵⁾によれば、

譲渡人が、とくに区分して計算した、かつ、収入した経過利子を、所得税法20条2項1文7号にいう資本所得として課税を受けなければならない。このことは、2009年1月1日前に取得された有価証券についても当てはまる。このケースでは2009年に資本収益に係る源泉税徴収の枠内において所得税法20条2項1文7号が適用されなかった範囲において、事情は

(45) BMF v. 09.10.2012, Rz.50. 参照, 同所に掲げられた設例。

異なる。しかし、このケースでは所得税法32条 d 3項による賦課課税手続きをとる義務が成立する。

利付債の取得に際し区分して計算される利子（経過利子）は、当該債券の取得費ではなく、ひとつの独立した財産目的物であり利子債権の形態をとる⁴⁶⁾。経過利子を明示しないで債券を取得する場合（flat取引）、区分しての利子債権の評価はしないとする見解もある⁴⁷⁾。

flat取引の場合について、譲渡時の経過利子は、ドイツ所得税法およびオーストリア所得税法の立法者によれば、譲渡価格にすでに含まれているとする見解（現在の通説）と、金融数学の手法に基づき区分して計算されるという見解⁴⁸⁾とがある。

1 経過利子勘定

支払機関ないし証券寄託銀行は、当該支払った経過利子および中間利益をいわゆる経過利子勘定に計上する（所得税法43条 a 3項 2文）。納税者は資本収益を収入する場合、この資本収益は、原則として、（経過利子勘定のなかで当該暦年中に蓄積した、）支払い済み経過利子と相殺される。これによって、資本収益税の課税標準は減額する。相殺後に正の差額（プラスの差額）が残った場合には、資本収益税はその差額に対し計算される。これに対し、負の差額（マイナスの差額）がさしあたって残っている場合、それは別の年度に繰り越すことはできない。このケースでは、当該

負の差額は所得税の賦課課税手続き（すなわち所得税の総合課税）において、正の資本収益から控除され得る。

資本収益を別な支払機関にある経過利子と相殺することはできない。経過勘定での解決は、人的に関連して制限されている。一方配偶者の支払済み経過利子は、共同の夫婦特定口座が保持されている場合に限って、相手方配偶者の側で斟酌され得る⁴⁹⁾。

2 例外：銀行窓口取引

銀行窓口取引（所得税法44条 1項 4文 1号 a）については、経過利子は斟酌できない（所得税法43条 a 3項 2文）。ただし、当該支払機関は、すでに支払われた経過利子についてのデータを知らないからである。相殺は、賦課課税手続きにおいて納税義務者によって引き起こされるだけである。

経過利子の相殺控除に関するルールは、ドイツ国有金融サービス会社（Finanzagentur GmbH, 略称：Deutsche Finanzagentur）にも準用される（所得税法43条 a 4項）⁵⁰⁾。

VI 源泉税徴収の方法と損益相殺

所得税法43条 a 1項 3文による損益相殺は、たしかに、本質的に源泉税徴収の方法を決定している。ただし、損益相殺が、原則として納税義務のある資本収益の合計額を確定する。しかし、資本所得控除額⁵¹⁾の非課税額ならびに場合によっては起きる外国税額は、その

(46) BFH v. 13.12.1963-IV 22/61 S, BStBl III 1964, 184.

(47) Martin L. Haisch / Marcus Helios, Finanzinstrumente in der Einzelhandels- und Steuerbilanz, in: Haisch / Helios, Rechtshandbuch Finanzinstrumente, München 2011, §2 Rz.175

S.97 FN430に掲げられた文献および脚注に対応する本文参照。

(48) Feyerabend (前掲注(47)), F10 S.403.

(49) BMF v. 1.2.1994, FR1994, 324.

(50) BMF v. 17.1.2007, EStK § 43a EStG Karte 1.

損益相殺のなかに入っていない。そこで、これら二つの要素はいつ斟酌されるのかという問題が提起される。以下に説明する⁵¹⁾。

1 非課税手続の委任

租税行政庁は、一般的純所得課税原則を根拠にして、次の見解を主張している。損益相殺の後に算出された源泉徴収義務のある収益に対して初めて、受任した非課税が適用される。この見解に従えば、非課税の潜在的可能性は喪失してしまうことがあり得る。なぜなら、性の資本収益がすでに負の資本収益と相殺されてしまい、それ故、非課税にする必要性が全くないがまたはその必要性が減っているからであり、さらには、剰余した資本所得控除額は別な賦課課税機関に繰り越され得ないしまた繰り戻され得ない。もっとも、概算一律額の性格から次のことを容易に推測することができよう。まず資本収益が一定の範囲で非課税にされ、そして、その範囲で残っている負の資本収益は翌年に繰り越される、と。この租税行政庁の見解によれば、納税義務者は、彼が資本所得控除額の利点を失ってしまわないように、証券寄託口座を複数開設することによって、資本収益の流れを人為的に工夫する気になる、と。

支払機関によって当該年度中に行われる損益相殺の場合、すでに用いられた非課税手続きの委任が再び息を吹き返すということが、

あり得る。

2 外国税

受任した非課税手続を行った後に初めて、源泉分離税引き後の資本収益の合計が特定される、すでに支払ったかまたは支払ったとみなされる外国税が、当該支払機関によって最終的に源泉納付されるべき税額を算定するために、斟酌されなければならない。この背景の前には、税額控除を受け得る外国源泉税の合計額につき、自己の損益相殺勘定が用いられる。ただし、(国外)源泉税勘定が正の資本収益に対する源泉税徴収義務を履行するため招致される範囲において、当該年度中に源泉税勘定が用いられ得る。しかし、その次に、当該年度において後に成立した負の資本収益の結果、元々外国税額控除し得る金額未満の金額が「復活」し得ることに注意しなければならない。年度末に、一それ以上の正の資本収益がないため一まだ税額控除を受けていない外国税がある場合、当該まだ税額控除を受けていない(外国)源泉税について、証明書が発行される。これによって、納税義務者は、その者の総合課税(賦課課税手続)の枠内において当該納税済みの租税を斟酌してもらえることが可能となる。これに対し、まだ税額控除されていない源泉税の翌年度への繰越は、禁止され排除されている⁵²⁾。

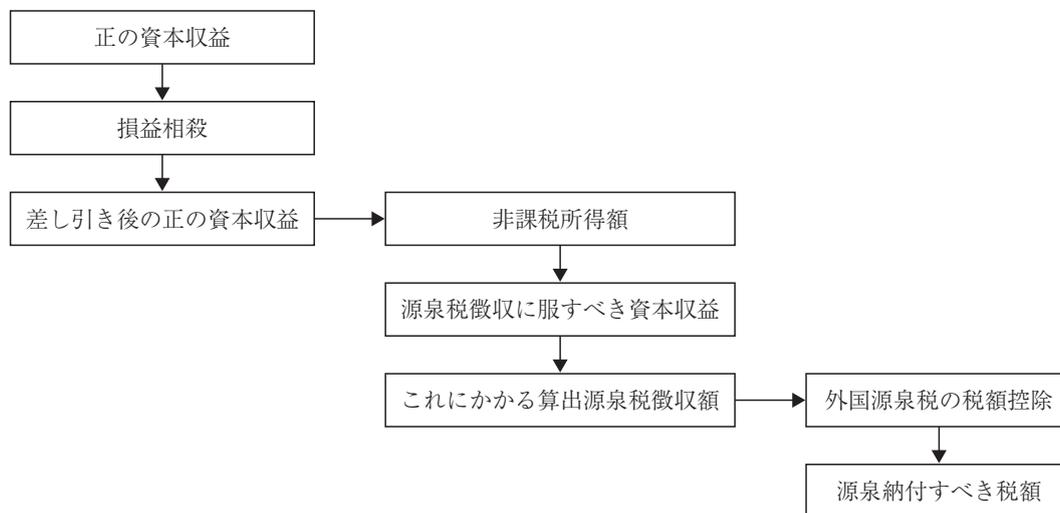
51) 必要経費控除と客観的純所得課税原則は源泉分離税の導入によって著しく制限されている。無制限な必要経費控除(所得税法2条2項1文2号)に代えて、同法2条2項2文により資本所得控除額として801€・夫婦1602€が控除される(同法20条9項)。それ以上に、必要経費の実額控除はできない。So Hey in Tipke / Lang (前掲注13), § 8

Rz.494 S. 388.

52) Geurts (前掲注19), § 8 Rz.117ff. SS.509-510.

53) 日本では、株式等につき生じた売却損は、特定口座または「源泉徴収ありの特定口座」の利用の如何を問わず、確定申告をする場合を除いて、譲渡損失を繰越控除できない。参照、日本証券業協会(前掲注1) Q31 18頁, 19頁(注1), (注2)。

図5 源泉税徴収の方法についての概観



出典：Geurts, Kapitalertragsteuer als Erhebungsform, S.510 Abb.6

3 方法

このような支払機関によって行われた損益相殺は優先し、そして、税務行政庁の見解によれば賦課課税手続の枠内においてもはやり消し得ない⁵⁴。

図示すると、源泉税徴収の方法は図5の通りである。

Ⅶ 損失証明書

特定口座所持者または証券寄託口座所持者は、当該賦課課税期間に生じた損失を、次のいずれかの処理を行うかについて、決定できる⁵⁵。

- 損失（欠損金）の繰越を行い、それによって、支払機関のレベルにおいて行い得る源泉税徴収のメカニズムにゆだねておくか、または、
- 損失証明書の発行を申し入れ、そして賦課課税手続のなかで損失を他の正の資本収益と通算する可能性に扉を開けるか。

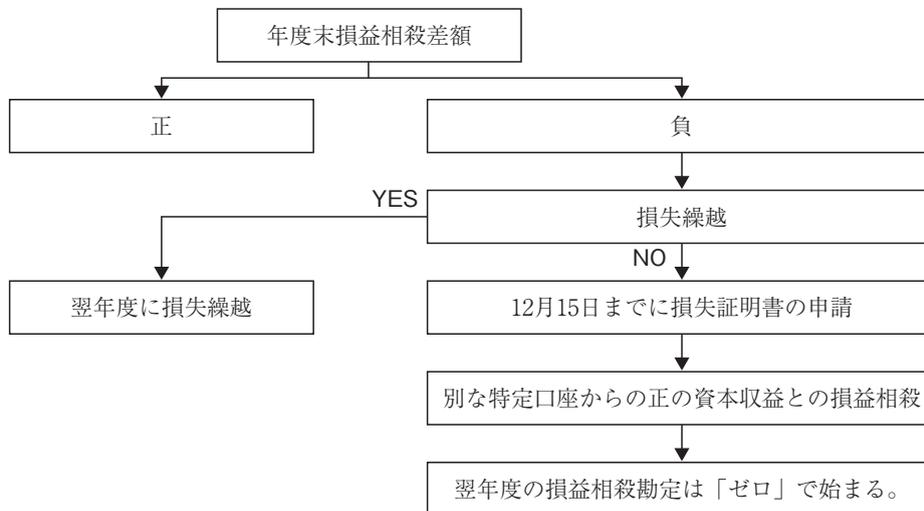
当該年度の12月15日までに支払機関に起こす申請（これは取り消し得ない。）は、株式損益相殺勘定および一般的損益相殺勘定とは別に、それぞれその年の12月31日に存在する損失について、行われる。これに対して、その金額の一部に限定することは、可能でない。損失証明書の発行が申請された場合、銀行レベルにおいて翌暦年度への損失繰越はできず、損益相殺勘定が翌年度について「ゼロ」になる。当該証明された損失額が資本財からの正の所得を超過する場合、この損失額は税務署によって損失額確認決定でもって記録され、そして、翌暦年度に繰り越される。このように計上された損失繰越は、後の暦年度において、賦課課税手続の枠内でのみ利用され得る。すなわち、銀行へ振り戻すことはできない。

法律文言によれば、債権者がその申請を起こさなければならない（所得税法43条 a 3項

⁵⁴ Geurts（前掲注(19)），§ 8 Rz.121 S.510.

⁵⁵ Geurts（前掲注(19)），§ 8 Rz.125ff. S.511f.

図6 翌期における損益相殺



出典：Geurts, Kapitalertragsteuer als Erhebungsform, S.512 Abb.7.

4文)。これは踏み込んで次のように解釈されなければならない。特定口座所持者もしくは証券寄託口座所持者または共通の特定口座もしくは証券寄託口座の場合は代理人が申立てを起すことができる、と。しかし、税法上の意味における債権者である必要はないといわなければならない。たとえば、信託口座の場合、受託者が申立てを行い得る。

期間について、租税行政庁の見解によれば、法定除斥期間が問題である。12月15日後に起こされる申請は、提起されなかったものと看做される。

賦課課税手続の枠内において損益相殺は、所得税法23条にいう旧損失とのあいだで実施するためには、納税義務者は、所得税法45条 a 2項にいう納税証明書を提出しなければならない。同証明書には、所得税法20条2項にいう稼得利益全額および、株式譲渡からの利益が記載されていなければならない。納税証明書はこれらの明細書を添付して提出されると、当該証明された資本収益税がこれらのポ

ジション（項目）に係るということから出発することができる。

VIII その他の重要事項

さらに、特別な事実関係について、重要な特則が規定されているので、それらを以下に紹介する⁵⁶⁾。

1 パートナーシップ特定口座

自然人からなるパートナーシップについては、損益相殺勘定はシリアルナンバー別に開設される（たとえば私的な投資クラブ、貯蓄クラブまたは夫婦）。このシリアルナンバー別の損益相殺勘定は、参加者の交代に左右されない。たとえば投資クラブまたは財産管理組合の場合における加入者と脱退者。損益または損益相殺勘定の各関係者への配賦は当該年度中にも年度末にもまだ行われず、損失証明書が申請される場合、これは、申請者個人

⁵⁶⁾ Geurts (前掲注19), § 8 Rz.130ff. S.513f.

を構成員とする、その時点で具体的に成立しているパートナーシップのためにだけ発行される。

2 夫婦特定口座：夫婦間における証券寄託口座からの振替

寄託有価証券が配偶者間で振り替えられる限りにおいて、連邦大蔵省の見解によれば、無償による寄託証券の振替が問題であり、したがって、告知義務のある寄託証券の振替が問題である。ここでは、証券取得データの引き継ぎが、債権者が同一である寄託振替を類推して実行されなければならない。

法的根拠

2012年10月9日付け連邦大蔵省書簡欄外番号168

1枚の有価証券が一方配偶者の個人寄託口座から夫婦共同寄託口座へ（または、逆）または他方配偶者の個人寄託口座へ振り替えられる場合、これは、資本収益税源泉控除の目的との関連では、所得税法43条1項5文・6文にいう無償による振替と看做される。

したがって、この寄託証券の振替も同様に所得税法43条1項5文・6文にいう告知義務を負う。

3 証券寄託口座の振替

損益相殺勘定は税法上同一の投資家におのみ振り替えられ得る。その結果、必ず人的同一性が存在しなければならない。債権者の交代が伴う証券寄託口座の証券を他の寄託口座へ振り替える場合は、したがって、損益相殺勘定の振替は排除される。

損益相殺勘定の振替の前提要件は、損益相殺勘定が開設されているそれぞれの証券寄託

口座からのあらゆる有価証券の振替(1)であり、そして、振替先機関への（当該損益相殺勘定のそれぞれの在り高が引き継がれるようにとの）申請(2)である。ここでは、株式の損益相殺勘定および一般的損益相殺勘定をそれぞれ相異なる機関へ振り替えることは許容されている。

存り高証券の振替と時間的に区別される損失の移し替えはできないので、この場合の損失については、支払機関だけが証明書を発行し交付できる。次いで、納税者はその証明書を賦課課税手続の枠内で使用できる。同様に、資産（株式・債権など有価証券）の移転を伴わない損失の移し替えもまた可能でない。

取引関係がクローリングされる場合、支払機関側では特定口座ごと・証券寄託口座ごとに行われている損益相殺勘定はクローズされる。証券寄託口座保有者の明確な指図のないとき、新たな申請がなくても年度末に損失証明書は発行される。

4 信託寄託口座と関連する証券の振替

債権者の同一性の問題は、通常、寄託振替の場合に起きるか、または、信託証券寄託口座（寄託者によって受託者のために証券が預けられた寄託口座）において起きる。実務では、この信託振替の税法上の区分けは様々に取り扱われている。若干の銀行は、そのような寄託振替について、依頼人口座および受取人口座のそれぞれの経済的権利者だけを判定の基準としている。その結果、ここで、一致がある場合、債権者の同一性のある寄託振替が登録される。その他の銀行は一義的な法的根拠のないときにそのような寄託債券振替を格付け、そして、責任の理由から、債権者の交代のある（無償による）寄託債券振替とし

て一般に格付ける。しかし、租税行政庁は、そうこうするうちに次を明らかにした。(すべての関与者が知られているそのような) 信託関係の設定を目的とした、少なくとも信託者から受託者への振替の場合、無償による寄託振替の告知は行う必要はない⁶⁷⁾。

5 顧客の死亡

金融機関が顧客の死亡を知るにいたるやいなや、同機関は損益相殺勘定を閉鎖しなければならない。そして、所得税法43条 a 3項4文の損失証明書が作成されたものと看做される。死亡日に遡って収益と損失を分別することは必要でない。

一方の配偶者が死亡すれば、その者自身のための損益相殺勘定は閉鎖される。これに対し、他方の配偶者のための損益相殺勘定はその後も継続する。

6 国外への異動

特定口座名義人が国外へ転居し、そして、それによって国外で無制限納税義務を負い国内でもはや無制限納税義務を負わない場合、非居住者の属性が生じた時点以降、損益相殺勘定は閉鎖されその証明書が発行され、そしてゼロになる。損益相殺勘定の翌年度への振替は許されない。投資家が非居住者の属性を

得た年度には、損益相殺勘定は行われない。そのうえ、非課税手続の委任や賦課課税不要証明書も税額控除し得る外国税もいずれも支払機関は源泉税徴収の枠内において斟酌することはできない。

IX 結語

資本所得(資本財所得、金融所得)は、投資収益のみならず、資本財の譲渡により実現する元本資本の価値の増加益をも対象とする。予約取引(先物取引など)からの所得(デリバティブ所得)および発行プレミアムもまた、資本所得に属する⁶⁸⁾。

源泉徴収義務者は、原則として、有価証券の口座を保管する金融機関(ことに、証券決済機関、現在はクリアストリーム・フランクフルト CBF, Clearstream Banking Frankfurt)⁶⁹⁾であり、例外的に、有価証券の発行者である。

源泉分離税の税率は、原則として、一律に25%である。

本来の納税者は、一定の要件のもとで、総合課税を選択できる。

損益相殺の許容要件およびその順序は法定されている(詳細は別稿)。

法人は、事業用財産に属する金融商品からの所得につき商法および法人税法の規定に基

67) BMF v. 09.10.2012, Rz.165.

68) 日本における「取引所のいわゆる有価証券オプション取引」(金融商品取引法2条1項3号)の際のオプション料の税法上の取扱いについて、参照、日本証券業協会(前掲注(1))Q51 31頁-32頁。さらに、先物取引につき差金決済による差損が生じた場合、「先物取引に係る雑所得等」以外の所得との損益通算はできないとされている(参照、国税庁「No.15521外国為替証拠金取引(FX)の課税関係|所得税」第2項;国税庁「第6款 デリバテ

ィブ取引に係る損益等|基本通達・法人税法」2-3-35以下)。

69) Clearstream Banking AG, Frankfurt, Frage-Antwort-Katalog zum Depotübertrag und der Übermittlung von Anschaffungsdaten: Für Kunden der Clearstream Banking Frankfurt (Dokumentnummer: F-T103, Version:2.4, Publikationsdatum: Februar 2014, BdB-Unterarbeitskreis „Depotüberträge“).

づいて法人税に服する⁶⁰⁾。

株式等の譲渡所得の計算上、取得費は考慮されて、売却価格から取得費を控除して譲渡利益を算出する。

平等原則のもとで、各種の有価証券間での差別は、原則として、排除されようとしている。

限界税率25%以下の適用を受ける個人は、ドイツ資本所得税制の下で、不利な扱いを受けなくてすむよう、総合課税を選択し得る。25%を超える限界税率の適用を受ける個人は、総合課税を受けないから、税法上、常に有利な取扱いを受ける。証券市場の立地条件が、租税法によって不利になりすぎると、ドイツ国内への投資は激減することは、容易に推測し得る。国内投資の減少を予防し、国内投資の増加を促進するという公益の前には、上記の不平等原則違反を許容せざるを得ない。

だがしかし、日本では、上場株式等の譲渡所得と非上場株式の譲渡所得は税法上差別して扱われている。さらに、金融商品間の中立性は、デリバティブ商品（先物取引⁶¹⁾）について、対象外とされ、別扱いにされており⁶²⁾、ここでも税法上平等原則は破綻している⁶³⁾。

電子クリアリング・システムが日本でもほぼ整備されている。中小零細の証券会社も大規模の証券会社・都市銀行を通じて電子証券決済制度を利用できるし、利用しているであろう。有価証券投資は逃げ足が速いと指摘されているなら、それに対応し得るように、国際的証券決済機構システムを活用して、国内外を通じて、資本所得（金融所得）に対する源泉分離課税をシームレスに行う必要があるだろう。この構想が実現すれば、証券市場および金融市場は、日欧間での障壁が一つなくなる。

2013年に日本国も署名した税務行政執行共

60) Vgl. Martin L. Haisch / Marcus Helios, Besteuerung von Finanzinstrumenten im Betriebsvermögen, in: Haisch / Helios, Rechtshandbuch Finanzinstrumente, S.167-S.257.

61) 日本でいう先物取引とは、商品先物取引（商品取引所法2条8項・同条9項に規定する商品市場において行われる同条10項1号ホに定められている先物取引）、有価証券先物取引（証券取引法2条20項・21項・22項に定められている取引）及び金融先物取引（金融先物取引法2条2項に定められている取引所金融先物取引）をいう。租税特別措置法41条の12に基づき、差金決済等にかかる先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額は、一律の特別税率15%でもって、所得税に服する（申告分離課税）。参照、武田昌輔（監修）『DHCコンメンタール所得税法』（第一法規 加除：2013年9月現在）§41の114・1 8368頁。

62) 先物取引をし、かつ、先物取引の決済（原資産の受け渡しを除く。これを「差金等決済」という。）をしたことによる事業所得の金額及び雑所得の金額の合計額（これを「先物取引に係る雑所得等の

金額」という。）については、他の所得と区分して、15%の税率により分離課税の方法により所得税が課税される（租税特別措置法41条の14）。

63) 参照、日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所「平成17年度税制改正に関する要望」平成16年10月 <http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/gyouhou/04/0411/files/0201.pdf>（ウェブサイト：2014年9月30日現在）；日本商品先物振興協会「商品先物取引等に係る税制要望の結果について（報告）」20先物振興第115号（平成20年12月15日）項目第1（金融所得一元化への要望）http://www.jcfia.gr.jp/rule/200812/result_report.pdf（ウェブサイト：2014年9月30日現在）；経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課「平成27年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）」http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/request/reti/27y_reti_k_33.pdf（ウェブサイト：2014年10月27日現在）。それぞれ金融所得課税の一体化および金融商品に係る損益通算（損益相殺）の範囲の拡大を求める要望が強いことが伺われる。

助条約に定める徴収共助は資本所得（金融所得）の源泉徴収をも対象とすることであろう。その関連においても、2016年（平成28年）4月1日施行予定の金融所得税制度（租税特別措置法37条の11・37条の11の3以下）は、国境を越える証券決済機構システムを活用しない、旧式の制度だと評さざるを得ない。本稿が紹介した国際証券決済機構システムを一つのモデルとして、さらなる発展を期する。

日本でいう金融所得に対する課税は、所得税法のレベルにあり、金融商品が個人企業（または任意組合）に属する場合、その所得は、事業所得（または任意組合の組合員が個人の場合の事業所得）として性格決定される。金融商品が個人企業でなく個人に属する場合は、その所得は雑所得として性格決定される。有価証券（株式等）が譲渡されると、譲渡所

得税に服する。社債等からの収益は利子所得に分類される。このように、資本財からの収益（源泉所得）および資本それ自体の譲渡からの所得（譲渡所得）が複数の所得類型に分類され、金融所得は一体として課税されていない⁶⁴。この点では、オーストリア所得税法の関係規定は、ドイツのその制定後に、それを斟酌して、整備されている（別稿を予定）。

このように金融所得に関する日本の現行法は、なお重要な課題を残したまま制定されている。予定されている法律の施行前に、改正法の関係規定の見直しは、シームレスに国境を越えた証券取引・金融取引を望む証券市場関係者および金融市場関係者のみならず、税負担につき見通しのつく投資を望む個人投資家もまた、期待することであろう。

64) 金融税制研究会（座長：森信茂樹）「金融所得一体課税—その位置づけと導入にあたっての課題—」（2007年）<http://www.japantax.jp/teigen/file/071030.pdf>（ウェブサイト：2014年9月30日現在）1頁（ドイツでも金融所得を分離しつつ低税率で「金融所得」一体課税する税制改革が行われた。）。ドイツ所得税法が、北欧の二元的所得税ではなく、資本財からの所得（資本所得）を導入していることは、本稿で詳説する。なお、同書は、「特定口座制度は我が国に特有な制度」（同27頁）だと自負さ

れる一方、他方で証券決済機関を用いた源泉徴収制度について言及していない。もっとも、森信茂樹（編著）『金融所得一体課税の推進と日本版IRAの提案』（金融財政事情研究会2010年）はじめに3頁脚注1は、ドイツについて「利子所得、配当所得および譲渡所得は「資本所得」に分類されている」と訂正されている。差金決算によるデリバティブ所得は、日本では「雑所得」として性格決定されるところ、ドイツ所得税法では資本所得に属する。